

令和 8 年度 茨城県日本語支援員募集要項
(登録日本語教員、日本語教育能力検定の資格を有しない者)

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語支援や生活支援を行うため、日本語支援員として、専門的な知識・経験に基づいて応じることができる意欲ある者を、次のとおり募集します。

なお、この募集は、提出された書類を審査し、適当と認められる者を茨城県日本語支援員任用候補者として管理台帳に登録するためのものです。茨城県日本語支援員として任用する場合には、おってご連絡します。

また、身分は、茨城県教育委員会が任用する会計年度任用職員になります。

1 職務内容

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒への日本語支援並びに学校生活及び日本文化を理解するための生活支援
- (2) 日本語支援に係る教材及び資料の作成
- (3) 日本語支援に係る報告書の作成

2 勤務場所

茨城県内市町村立小学校・中学校・義務教育学校又は茨城県立高等学校

※ 複数校を兼務する場合あり

3 勤務条件

雇用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで							
勤務日数	週 5 日		週 4 日		週 3 日		週 2 日	
週時間	29 時間	20 時間	24 時間	16 時間	17 時間	12 時間	12 時間	8 時間
1 日の勤務時間	6 時間勤務を週 4 日とし、残り 1 日は 5 時間	4 時間勤務を週 5 日	6 時間勤務を週 4 日	4 時間勤務を週 4 日	6 時間勤務を週 2 日とし、残り 1 日は 5 時間	4 時間勤務を週 3 日	6 時間勤務を週 2 日	4 時間勤務を週 2 日
就業時間	原則午前 8 時 30 分からとし、配置校と相談の上、決定							
休日等	土、日、祝日、長期休業日、その他学校が定める日 ただし、配置校の学校行事等により変更となる場合あり							
期末・勤勉手当	有	無	有	無	無	無	無	無
通勤手当	県の規定により支給							
年次休暇	7 日	※ 1	5 日		3 日		1 日	
その他の休暇	特別休暇、療養休暇							
健康保険	雇用期間が 2 か月を超え、週 20 時間以上勤務の者のみ公立学校共済組合に加入							
厚生年金	雇用期間が 2 か月を超え、週 20 時間以上勤務の者のみ加入							
雇用保険	雇用期間が 31 日以上、週 20 時間以上勤務の者のみ加入							
災害補償	労災に加入							

※ 1 うち 2 日は 6 月間継続勤務し、当該 6 月間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合に付与

4 応募条件

次の(1)から(9)までの全てを満たす者

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者
- (2) 児童生徒への理解があり、本県の教育方針に協力できる者
- (3) 日本語指導に関する知識、経験を有する者で次のいずれかに該当する者
 - ア 日本語教師養成講座において 420 時間以上の教育を受け、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等を有する者
 - イ 大学または大学院で主専攻あるいは副専攻の日本語教育科目を履修し、大学が発行する証明

書等を有する者

ウ 教員として小学校・中学校・高等学校に勤務経験のある者

エ ボランティア等で日本語教育に携わった経験のある者

オ 母語による支援ができる者。ただし、日本国籍を有しない者は、日本で就業に必要な在留資格を有する者

(4) 日本語教育に熱意をもち、教育に携わる者としてふさわしい人格を有する者

(5) コミュニケーション能力が高く、校内・校外における調整能力を有する者

(6) 日本語による日常会話及び読み書きについて十分な知識・能力を有する者

(7) 日本の学校生活、生活習慣及び社会習慣について理解し、外国人児童生徒に説明できる者

(8) 日本の中学校程度の授業内容を理解できる者

(9) 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（その職を退いた後も同様とする。）

5 報酬

1,750 円/時間

※ 県の規定により支給

※ 増額改定する場合あり

6 採用予定人数

10 人程度

7 採用までの手順等

採用は、以下のとおり 2 期に分けて実施する。

	第 1 期	第 2 期
応募書類の提出締切日	令和 7 年 11 月 28 日（金） （当日消印有効）	令和 8 年 1 月 16 日（金） （当日消印有効）
書類選考結果の通知日 （管理台帳登録の可否）	令和 7 年 12 月 5 日（金）	令和 8 年 1 月 23 日（金）
面接選考日	令和 7 年 12 月 15 日（月）から 令和 7 年 12 月 19 日（金）まで の期間で県教育委員会が指定 した 1 日	令和 8 年 2 月 2 日（月）から 令和 8 年 2 月中旬までの期間 で、県教育委員会が指定した 1 日
面接選考結果の通知日 （採用の可否）	令和 8 年 2 月中旬	

【応募に当たっての留意事項】

- ・応募書類送付の際は、封筒の表側の左余白に、「日本語支援員応募書類在中」と記入すること。
- ・封筒は、角形 2 号を用い、簡易書留で送付すること。

応募書類送付先 〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育庁学校教育部義務教育課 指導担当

8 応募書類

(1) 茨城県日本語支援員申込書（様式 1：エントリーシート）

・必要事項を記入し、過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付すること。

(2) 上記 4 (3) で規定する条件に応じて、以下の書類を提出すること。

なお、取得見込みの場合は、取得見込みを証明するものを提出すること。日本語支援員として採用された場合は、取得した時点で証明書を提出すること。

ア 日本語教師養成講座において 420 時間以上の教育を受けたことを証明する、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等の写し

イ 大学（大学院）卒業修了（見込み）証明書の写し

ウ 大学（大学院）で日本語教育を専攻したことを証明する書類（成績証明書等）

エ 教員免許状及び人事発令通知書の写し

(3) 日本国籍を有しない者は、日本で就業に必要な在留資格証明書の写し

【留意事項等】

- ・様式1については、茨城県教育委員会ホームページからダウンロードすることとし、手書きでの応募とする。
募集情報 <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/category/news-boshu/>
- ・提出された応募書類は、返却しない。
- ・応募書類が締切日（締切当日消印有効）までに届かなかった場合は、書類選考の対象とならない。
- ・提出された応募書類は、茨城県日本語支援員に係る事業の事務手続きのみに利用し、他の目的では使用しない。

9 その他

- (1) 令和8年度予算の状況により、勤務条件等に変更が生ずる場合がある。
- (2) 応募後の連絡に関しては、電子メールで行うため、応募書類提出後1週間以内に、以下【問合せ先】メールアドレスに空メールを送信すること。受信後、義務教育課より応募書類受取完了の返信をする。
 - ※ 様式1に記載するメールアドレスから送信すること。
 - ※ 必ず添付ファイルを受信・閲覧できるメールアドレスを使用すること。
 - ※ メールタイトルを「（氏名）令和8年度茨城県日本語支援員応募について」として送信すること。

（例）「（茨城太郎）令和8年度茨城県日本語支援員応募について」
- (3) 応募選考にあたり、様式1に記載した情報を市町村教育委員会の要望で提供することがある。
- (4) 書類選考、面接選考とも選考結果等に関する問合せには一切応じない。
- (5) 応募に当たり不明なことがある場合には、以下の【問合せ先】に連絡すること。

【問合せ先】

茨城県教育庁学校教育部義務教育課 指導担当

電 話：(029) 301-5226

E-mail: gikyo2@pref.ibaraki.lg.jp

(エル ジー)